

# 広報しんじゅく

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111 ホームページ <http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/>

「新宿力」で創造する、 やすらぎとにぎわいのまち	
今号の主な内容	
2面	廃棄物処理手数料の改定
3面	夏目漱石生誕140年記念事業
8面	自転車等整理区画登録利用者募集

## ●● 税理士会の無料申告相談 ●●

日程	会場
2月1日(金) 4日(月)	落合第二地域センター (中落合4-17-13)
2月4日(月) 5日(火) 6日(水) ※3センター共通	牛込簞笥地域センター(簞笥町15) 榎町地域センター(早稲田町85) 若松地域センター(若松町12-6)
2月5日(火) 6日(水)	大久保地域センター(大久保2-12-7)
2月7日(木) 8日(金) 12日(火)	新宿消費生活センター (高田馬場4-10-2)
2月13日(火) 14日(水) 15日(木)	落合第一地域センター (下落合4-6-7)

- 時間はいずれも午前9時30分～12時・午後1時～4時
- 車での来場はご遠慮ください。
- 昨年確定申告した方は、昨年提出した確定申告書の控えをお持ちください。
- 譲渡所得のある方、税理士に依頼している方はご遠慮ください。

**にせ税理士・にせ税理士法人にご注意を**

無資格者が税金の相談、申告書の作成、税務の代理をすることは法律で禁じられています。また、専門的な知識が欠けている等のため、依頼した方が不測の損害を受ける恐れもあります。税理士は「税理士証票」を携帯し、税理士バッジを着用しています。

**【問合せ】東京税理士会 ☎ (33356) 4461へ。**

**確定申告をしなければならない方**

サラリーマン(給与所得者)でも次のような方は、確定申告をしなければなりません。

- ①給与の年収が2千万円を超える方
- ②給与所得や退職所得以外の所得額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- ③給与を2か所以上から受け、年末調整を受けていない方
- ④日本国外で給与等の支給を受けているなどで、給与を受ける際に日本の所得税を源泉徴収されないことになっている方

**確定申告をすると所得税が還付される場合**

確定申告をする義務がなくとも、次のような場合は申告書の控えが必要な方

**受け付けます**

四谷・新宿税務署では、2月24日(日)・3月2日(日)に所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成のアドバイスを行って、申告書も受け付けます。このほかの土・日曜日、祝日は執務を行いません。

**申告書は郵送でも提出できます**

申告書の提出用(控え用)とともにボールペン書きの上、切手をはった返信用封筒を同封してください。

**申告書が作成できます**

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)には、24時間いつでも利用できる「確定申告書等作成コーナー」があります。作成コード(アドバイス)ができます。印刷した申告書は、そのまま税務署に提出できます。

**申告・納税ができます**

さらに、電子申告システム(e-Tax)を利用すると、そのまま送信できます。

**申告・納税ができます**

自宅・オフィス・税理士事務所から、インターネットで電子申告・納税(e-Tax)ができます。e-Taxを利用しても、確定申告すると、次のメソッドがあります。

**申告・納税ができます**

自宅・オフィス・税理士事務所から、インターネットで電子申告・納税(e-Tax)ができます。e-Taxを利用して19年分所得税の確定申告をするとき、次のメソッドがあります。

**申告・納税ができます**

自宅・